

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きに、  
當日が休日は、  
(翌日)

鳥取県知事西尾邑次  
鳥取県教育委員会委員長倉都福之助

## 第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部設置規程 (設置)

第一条 第二十一回全国身体障害者スポーツ大会を円滑に運営するため、第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

### (組織及び分掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

### (職制)

- 3 第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。
- 2 本部長は、副知事の職にある者をもつて充てる。
- 3 副本部長は、総務部長、民生部長、国民体育大会事務局長及び教育委員会教育長の職にある者をもつて充てる。
- 4 参与は、出納長の職にある者をもつて充てる。
- 5 本部長は、実施本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位によりその職務を代行する。
- 7 参与は、実施本部の運営に参画する。
- 8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、昭和六十年三月二十六日

第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部設置規程を次の  
ように定める。

鳥取県訓令第二号  
鳥取県教育委員会訓令第一号  
鳥取県企業訓令第一号

本部付を置くことができる。

第四条 部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

2 部長、副部長、班長及び副班長は、別表第三の上欄に掲げる職位に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が定める順位によりその職務を代行する。

(班員)

第五条 班員は、副班長の所属する課又は室の職員（前条第二項の規定により、班長又は副班長に充てられる者を除く。）をもつて充てる。

2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる地方機関等の職員をもつて充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とすることができる。

4 班員の事務分担は、班長が定める。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

別表第一（第二条関係）

接遇部	医事衛生部	会場部	広報部
一 参加者の案内及び接遇に関すること。	一 環境衛生及び食品衛生対策に関すること。 二 会場における医療救護に関すること。 三 防疫に関すること。 四 会場の清掃及び廃棄物の処理に関すること。	一 会場の施設等の設置及び保全に関すること。 二 開・閉会式場及び陸上競技会場の入場整理に関すること。 三 報道の調整に関すること。 四 会場の電話設備の管理に関すること。	一 実施本部の総括に関すること。 二 関係機関等との連絡調整に関すること。 三 大会役員及び招待者の編成に関すること。 四 参加者に配布する資料の作成に関すること。 五 コンパニオンの配置及び指導に関すること。 六 売店の設置及び指導に関すること。 七 ふれあい広場及び夜祭の運営の調整に関すること。 八 選手団の接伴に関すること。 九 補装具の修理等に関すること。 十 その他他部の主管に属しないこと。

1 この訓令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この訓令は、昭和六十年十一月十日限り、その効力を失う。

<p><b>宿泊輸送部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 選手、介護人、監督、視察員等の配宿に関すること。</li> <li>二 主要食品の確保に関すること。</li> <li>三 参加者の輸送誘導に関すること。</li> <li>四 参加者用の駐車場の管理に関すること。</li> <li>五 会場等の飾花の管理に関すること。</li> </ul>
<p><b>競技会場部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開・閉会式式典及び集団演技の実施に関すること。</li> <li>二 大会旗・炬火リレーの実施に関すること。</li> <li>三 競技運営の調整に関すること。</li> <li>四 競技記録の収集整理及び速報に関すること。</li> <li>五 表彰等に関すること。</li> </ul>
<p><b>競技会場及び練習会場の運営等に關すること。</b></p>
<p><b>別表第二（第二条関係）</b></p>
<p><b>総務部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 實施本部の総合企画及び総合調整に關すること。</li> <li>二 全国代表者会議に關すること。</li> <li>三 動員計画の調整に關すること。</li> <li>四 県有車の運行計画及び配車に關すること。</li> <li>五 関係機関等との連絡調整に關すること。</li> <li>六 大会役員及び招待者の編成に關すること。</li> <li>七 売店の設置及び指導に關すること。</li> <li>八 参加者に配布する資料の作成に關すること。</li> <li>九 部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。</li> </ul>

接遇部	医事衛生部	環境衛生班	スタンダード第一班
案内所・湯茶接待所	会場美化班	保健指導班	スタンダード第二班
	医療救護班		スタンダード第三班
一 選手団の観光案内に関すること。	一 会場の清掃に関すること。	一 旅館業に対する環境衛生上の指導監督に関すること。	二 開・閉会式場及び陸上競技会場の受持スタンダード内における入場者の誘導及び整理に関すること。
二 会場の廃棄物の処理に関すること。	二 伝染病の予防指導に関すること。	二 宿舎及び弁当調製施設に対する食品衛生上の指導監督に関すること。	三 会場における環境衛生上及び食品衛生上の指導に関すること。
	三 標準献立の普及指導に関すること。	三 会場における環境衛生上及び食品衛生上の指導に関すること。	四 飼い犬及び野犬の対策に關すること。
		五 飲料水の衛生対策に關すること。	五 飲料水の衛生対策に關すること。
		六 部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。	六 部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。
		七 その他部内他班の主管に属しないこと。	七 その他部内他班の主管に属しないこと。

競技式典部	飾花班	駐車場班	參加者用の駐車場の管理に關すること。
総務班	総務班	会場等の飾花の管理に關すること。	一部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。
表彰班	表彰班	二 その他部内他班の主管に屬しないこと。	二 開・閉会式の式典音楽に關すること。
競技記録班	競技調整班	一 競技会場との連絡調整に關すること。 二 競技用具の管理に關すること。	一 開・閉会式の進行に關すること。 二 開・閉会式における場内放送に關すること。
一 陸上競技会場の運営に關すること。 二 陸上競技会場における競技記録の報告に 関すること。 三 部内各班の連絡協調及び庶務に關するこ と。	一 競技記録の収集整理に關すること。 二 競技記録の速報に關すること。 三 敢闘賞の授与に關すること。	一 大会旗・炬火リレーの実施に關すること。 二 大会旗・炬火リレーの実施に關すること。	一 大会旗・炬火リレーの実施に關すること。

競技会場班	練習会場班	別表第三（第四条関係）
一 競技会場（陸上競技会場を除く。以下同じ。）の運営に關すること。	練習会場の運営に關すること。	
二 競技会場における競技記録の報告に關すること。		
三 競技会場における入場者の誘導及び整理に關すること。		
四 その他部内他班の主管に屬しないこと。		
総務部長	民生部長	
総務部副部長	民生部次長及び国民体育大会事務局次長	
総務部総務班長	民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長	
総務部総務班副班長	国民体育大会事務局総務課長及び調整課長並びに民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室室長補佐	
総務部奉仕団班長	民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長	
総務部奉仕団班副班長	民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長補佐	
総務部ふれあい広場班長	民生部県民生活課長	
総務部後夜祭班副班長	民生部県民生活課長補佐	
総務部後夜祭班長	民生部厚生援護課長	
総務部選手団第一班副班長	民生部厚生援護課長補佐	
総務部選手団第一班副班長	厚生部保険課長	
厚生部保険課長、国民年金課長及び厚生援護課長補佐	厚生部保険課長補佐	

総務部選手団第二班長	民生部児童家庭課長
総務部補装具修理班長	民生部厚生援護課長
総務部補装具修理班副班長	民生部厚生援護課長補佐
広報部長	総務部次長
広報部副部長	総務部人事課長
広報部總務班長	総務部検査課長及び人事課課長補佐
広報部副班長	総務部地方課長
広報部役員・招待者班副班長	総務部同和対策課長及び地方課課長補佐
広報部役員・招待者班副班長	総務部広報文書課長
広報部取材調整班長	総務部税務課課長
広報部取材調整班副班長	総務部税務課課長補佐
広報部消防警備班副班長	総務部消防防災課長
広報部通信班長	総務部青少年婦人課長及び消防防災課長補佐
広報部通信班副班長	総務部総務管財課長
会場部副部長	土木部管轄課長
会場部施設班長	土木部管理課長
会場部施設班副班長	土木部管理課課長補佐
会場部施設班副班長	土木部次長
会場部施設班長	土木部管理課長
会場部施設班副班長	土木部管理課課長補佐
会場部施設班副班長	土木部次長
会場部施設班長	土木部管理課長
会場部施設班副班長	土木部管理課課長補佐
会場部施設班長	土木部管轄課長
会場部施設班副班長	土木部管轄課課長補佐



競技式典部演技班長	教育委員会事務局指導課長
競技式典部演技副班長	教育委員会事務局指導課長補佐
競技式典部大会旗・炬火リレー班長	教育委員会事務局社会教育課長
競技式典部大会旗・炬火リレー班副	教育委員会事務局社会教育課長補佐
競技式典部競技調整班長	国民体育大会事務局競技式典課長
競技式典部競技調整班副班長	教育委員会事務局文化課長及び体育課長並びに国民体育大会事務局競技式典課長補佐
競技式典部競技記録班長	教育委員会事務局福利課長
競技式典部競技記録班副班長	教育委員会事務局同和教育課長及び福利課長補佐
競技式典部表彰班長	教育委員会事務局教職員課長
競技式典部表彰班副班長	教育委員会事務局教職員課長補佐
競技会場部長	出納室長
競技会場部副部長	出納室会計課長
競技会場部総務班長	出納室会計課長補佐
競技会場部競技会場班長	出納室会計課長
競技会場部競技会場副班長	出納室会計課長補佐
競技会場部練習会場班長	出納室用度課長
競技会場部練習会場副班長	出納室用度課長補佐
別表第四（第五条関係）	
総務部選手団第一班	鳥取県東部福祉事務所
鳥取県東部福祉事務所	鳥取県中部福祉事務所
倉吉社会保険事務所	鳥取県西部福祉事務所
米子社会保険事務所	鳥取県中央児童相談所
	鳥取県倉吉児童相談所
	鳥取県米子児童相談所

総務部選手団第二班	鳥取県中部福祉事務所	鳥取県西部福祉事務所	鳥取県中央児童相談所
広報部役員・招待者班	鳥取県東部県税事務所	鳥取県東部県税事務所	鳥取県東部県税事務所
広報部総務班	鳥取県中部県税事務所	鳥取県中部県税事務所	鳥取県中部県税事務所
広報部取材調整班	鳥取県鳥取空港建設事務所	鳥取県鳥取空港建設事務所	鳥取県鳥取空港建設事務所
会場部入場整理班	鳥取県倉吉土木事務所	鳥取県倉吉土木事務所	鳥取県倉吉土木事務所
会場部スタンド第一班	鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取県鳥取港湾事務所

競技式典部大会旗・炬火リレー班	競技式典部式典班	宿泊輸送部飾花班	宿泊輸送部駐車場班	宿泊輸送部バス輸送班	宿泊輸送部交通車両班	鳥取県野菜試験場
鳥取県立鳥取図書館						鳥取県鳥取地方農林振興局
鳥取県立鳥取教育事務所	西部教育事務所	鳥取県鳥取農業改良普及所	鳥取県倉吉農業試験場	鳥取県八頭農業改良普及所	鳥取県八頭地方農林振興局	鳥取県氣高農業改良普及所
鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県教育研修センター	鳥取県立社会教育センター	鳥取県中部農業開発事業所	鳥取県栽培漁業試験場	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県氣高農業改良普及所

競技式典部競技記録班	鳥取県立博物館
競技式典部表彰班	鳥取県教育研修センター
競技会場部総務班	鳥取社会保険事務所
競技会場部練習会場班	

## (組織及び分掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

## (職制)

第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。

2 本部長は、副知事の職にある者をもつて充てる。

3 副本部長は、総務部長、国民体育大会事務局長及び教育委員会教育長の職にある者をもつて充てる。

4 参与は、出納長の職にある者をもつて充てる。

5 本部長は、副知事の職にある者をもつて充てる。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位によりその職務を代行する。

7 参与は、実施本部の運営に参画する。  
8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、本部付を置くことができる。

第四条 部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

2 部長、副部長、班長及び副班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

## (設置)

第一条 第四十回国民体育大会を円滑に運営するため、第四十回国民体育大会鳥取県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取県教育委員会委員長 倉都福之助

第四十回国民体育大会鳥取県実施本部設置規程

（設置）

- 5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が定める順位によりその職務を代行する。

(班員)

- 第五条 班員は、副班長の所属する課又は室の職員（前条第二項の規定により、班長又は副班長に充てられる者を除く。）をもつて充てる。

- 2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる地方機関等の職員をもつて充てる。

- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の

- 職員を班員とすることができる。

- 4 班員の事務分担は、班長が定める。

(委任)

- 第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この訓令は、昭和六十一年十一月十日限り、その効力を失う。

別表第一（第二条関係）

		国体総務部	
宿泊輸送部	接遇部	広報部	一 実施本部の総括に関する事。 二 関係機関等との連絡調整に関する事。 三 大会役員及び特別招待者の編成に関する事。 四 売店の設置及び指導に関する事。 五 開・閉会式等の参加者に配布する資料の作成に関する事。 六 その他他部の主管に属しないこと。
医事衛生部	会場部	一 大会役員及び特別招待者の招待に関する事。 二 広報に関する事。 三 報道の調整に関する事。 四 開・閉会式場の消防警備に関する事。 五 開・閉会式場の電話設備の管理に関する事。	
		一 開・閉会式場の施設及び保全に関する事。 二 開・閉会式場の入場整理に関する事。	
		一 環境衛生及び食品衛生対策に関する事。 二 開・閉会式場における医療救護に関する事。 三 防疫に関する事。 四 開・閉会式場の清掃及び廃棄物の処理に関する事。	
		一 選手、監督、観察員等の配宿の調整に関する事。 二 主要食品の確保に関する事。 三 馬事衛生に関する事。	
		一 開・閉会式等の参加者の案内及び接遇に関する事。 二 開・閉会式等の輸送誘導に関する事。 三 開・閉会式等の馬事衛生に関する事。	
		一 開・閉会式等の参加者の輸送誘導に関する事。 二 開・閉会式等の馬事衛生に関する事。	

## 式典記録部

- 一 開・閉会式式典及び集団演技の実施に關すること。  
 二 大会旗・炬火リレーの実施に關すること。  
 三 競技記録の収集整理及び速報に關すること。  
 四 総合成績に關すること。  
 五 スポーツ芸術の実施に關すること。

別表第二（第二条関係）

## 国体総務部 総務班

- 一 實施本部の総合企画に關すること。  
 二 全国代表者会議に關すること。  
 三 総務委員会に關すること。  
 四 動員計画の調整に關すること。  
 五 県有車の運行計画及び配車に關すること。

- 六 広報部及び接遇部との連絡調整に關すること。

- 七 関係機関等との連絡調整に關すること。

- 八 大会役員及び特別招待者の編成に關すること。

- 九 売店の設置及び指導に關すること。

- 十 開・閉会式等の参加者に配布する資料の作成に關すること。

- 十一 部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。

- 十二 その他他部及び部内他班の主管に属しないこと。

- 十三 会場部、医事衛生部及び宿泊輸送部との連絡調整に關すること。

- 十四 式典記録部との連絡調整に關すること。

## 広報部 総務班

- 一 大会役員に対する委嘱状の送付及び来会調査に關すること。  
 二 特別招待者に対する招待状の送付及び来会調査に關すること。  
 三 大会役員及び特別招待者の受付に關すること。  
 四 大会役員及び特別招待者の輸送に關すること。

- 一 開・閉会式のテレビジョン放送、ラジオ放送、閉会式後の知事の記者会見その他の広報に關すること。

- 二 記録写真の撮影及び整理に關すること。

- 三 報道委員会に關すること。

- 四 全国報道者・写真記者会議及び航空取材関係者会議に關すること。

- 五 報道員に対する来会調査に關すること。

- 六 報道員の配宿に關すること。

- 七 報道バスの配車及び運行に關すること。

## 取材調整班

- 一 報道員席、放送席、報道員控室、共同暗室等の管理に關すること。  
 二 開・閉会式における取材の規制及び誘導に關すること。  
 三 取材用ヘリポートの管理に關すること。

## 消防警備班

- 開・閉会式場の消防警備に關すること。

会場部	通信班	開・閉会式場の電話設備の管理に関すること。	
総務班	施設班	二、その他部内他班の主管に属しないこと。	
医事衛生一部	入場整理班	一、開・閉会式場の仮設施設、案内所及び休憩所の設置及び保全に関すること。 二、案内板、歓迎装飾等の設置及び管理に関すること。	
環境衛生班	スタンンド第一班	一、受持スタンンドの入場口における入場券の点検、入場者への資料配布及び入場人員の確認に関すること。 二、受持スタンンド内における入場者の誘導及び整理に関すること。	
	スタンード第三班	一、受持スタンードの入場口における入場券の点検、入場者への資料配布及び入場人員の確認に関すること。 二、受持スタンード内における入場者の誘導及び整理に関すること。	
	スタンード第四班	一、旅館業に対する環境衛生上の指導監督に関すること。 二、宿舎及び弁当調製施設に対する食品衛生上の指導監督に関すること。 三、開・閉会式場及び競技会場における環境衛生上及び食品衛生上の指導に関すること。 四、飼い犬及び野犬の対策に関すること。 五、飲料水の衛生対策に関すること。	

接遇部	会場美化班	保健指導班	六、部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。
宿泊輸送部	案内所・休憩所班	弁当引換所班	七、その他部内他班の主管に属しないこと。
医事衛生一部	宿泊班	総務班	一、伝染病の予防指導に関すること。 二、保菌者検索の実施に関すること。 三、標準献立の普及指導に関すること。
環境衛生班	宿泊班	総務班	一、開・閉会式場の清掃に関すること。 二、開・閉会式場の廃棄物の処理に関すること。
	宿泊班	総務班	一、案内所及び休憩所の運営に関すること。 二、部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 三、その他部内他班の主管に属しないこと。
	宿泊班	総務班	一、弁当引換所の運営に関すること。 二、弁当の数量の把握に関すること。
	宿泊班	総務班	一、部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 二、その他部内他班の主管に属しないこと。
	宿泊班	総務班	一、選手、監督、観察員等の配宿の調整に関すること。 二、主要食品(畜産食品を除く。)の確保すること。

別表第三（第四条関係）

式典班	演技班	大会旗・炬火リレー班	競技記録班	総合成績班	スポーツ芸術班
一 開・閉会式式典の進行に関すること。 二 開・閉会式の式典音楽に関すること。	三 開・閉会式における場内放送に関すること。	と。	集団演技の実施に關すること。	大会旗・炬火リレーの実施に關すること。 二 競技記録の速報に關すること。	一 参加得点及び競技別総合成績の確認に關すること。 二 都道府県別総合成績の算出に關すること。
ス	ポーツ芸術の実施に關すること。	ス	ポーツ芸術の実施に關すること。	ス	ポーツ芸術の実施に關すること。

広報部副部長	総務部次長	会場部スタンンド第三班長	土木部砂防利水課長
広報部総務班長	総務部人事課長	会場部スタンンド第三班副班長	民生部児童家庭課長及び県民生活課長並びに土木部砂防利水課長補佐
広報部総務班副班長	総務部検査課長及び人事課課長補佐	会場部スタンンド第四班長	土木部都市計画課長
広報部役員・招待者班副班長	総務部同和対策課長及び地方課課長補佐	会場部スタンンド第四班副班長	土木部建築課長及び都市計画課長補佐
広報部広報班長	総務部広報文書課長	医事衛生部副部長	衛生環境部長
広報部広報班副班長	総務部広報文書課課長補佐	医事衛生部副部長	衛生環境部次長
広報部取材調整班副班長	総務部税務課長	医事衛生部環境衛生班長	土木部港湾課長
広報部消防警備班長	総務部税務課長補佐	医事衛生部環境衛生部副班長	土木部砂防利水課長
広報部通信班副班長	総務部税務課長	医事衛生部保健指導班副班長	民生部児童家庭課長及び県民生活課長並びに土木部砂防利水課長補佐
広報部副班長	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班長	土木部建築課長及び都市計画課長補佐
会場部	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班副班長	土木部砂防利水課長
会場部総務班長	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班副班長	土木部砂防利水課長
会場部施設班長	総務部税務課長	医事衛生部保健指導班副班長	土木部砂防利水課長
会場部施設班副班長	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班長	土木部砂防利水課長
会場部入場整理班副班長	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班副班長	土木部砂防利水課長
会場部入場整理班副班長	総務部税務課長	医事衛生部会場美化班副班長	土木部砂防利水課長
会場部スタンンド第一班長	接遇部案内所・休憩所班長	衛生環境部健康対策課長及び医務課長	土木部砂防利水課長
会場部スタンンド第一班副班長	接遇部案内所・休憩所班副班長	衛生環境部健康対策課課長補佐	土木部砂防利水課長
会場部スタンンド第二班長	接遇部案内所・休憩所班長	衛生環境部自然保護課長及び環境保全課課長	土木部砂防利水課長
宿泊輸送部副部長	商工労働部商工指導課長	農林水産部次長、出納室長及び企業局次長	農林水産部漁港課長補佐
宿泊輸送部副部長	商工労働部勞政訓練課長及び商工指導課課長補佐	農林水産部次長	農林水産部漁港課長補佐
宿泊輸送部副部長	商工労働部通商觀光課課長補佐	農林水産部次長	農林水産部漁港課長補佐
宿泊輸送部副部長	商工労働部通商觀光課課長補佐	農林水産部次長	農林水産部漁港課長補佐

別表第四（第五条関係）

会 場 部	入 場 整 理 班		別表第四（第五条関係）
廣 報 部	取 材 調 整 班	廣 報 部 総 務 班	式典記録部 演技班副班長
廣 報 部	廣 報 班	役員・招待者班	式典記録部 式典班副班長
			式典記録部 大会旗・炬火リレー班副班長
			式典記録部 競技記録班長
			式典記録部 競技記録班長
			式典記録部 総合成績班副班長
			式典記録部 スポーツ芸術班副班長
			式典記録部 スポーツ芸術班副班長
鳥 取 県	鳥 取 県	鳥 取 県 東 京 事 務 所	教育委員会事務局指導課課長補佐
鳥 取 県	鳥 取 県	東 部 県 稅 事 務 所	教育委員会事務局総務課長及び国民体育大会事務局競技式典課課長補佐
鳥 取 県	西 部 県	西 部 県 稅 事 務 所	教育委員会事務局指導課長

医事衛生部会場美化班	鳥取県衛生研究所
接遇部案内所・休憩所班	鳥取県立倉吉専修職業訓練校
接遇部弁当引換所班	鳥取県立米子専修職業訓練校
宿泊輸送部馬事衛生班	鳥取県畜産試験場
宿泊輸送部乗降誘導班	鳥取県畜産試験場
宿泊輸送部交通車両班	鳥取県畜産試験場
宿泊輸送部バス輸送班	鳥取県畜産試験場
鳥取県米子農業改良普及所	鳥取県中部福祉事務所
鳥取県八頭地方農林振興局	鳥取県中央児童相談所
鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局
鳥取県日野地方農林振興局	鳥取県日野地方農林振興局
鳥取県八頭農業改良普及所	鳥取県八頭農業改良普及所

式典記録部式典班	宿泊輸送部駐車場班	鳥取県農業試験場 鳥取県果樹試験場 鳥取県野菜試験場 鳥取県蚕業試験場 鳥取県林業試験場 鳥取県水産試験場 鳥取県中部農業開発事業所 鳥取県栽培漁業試験場 鳥取県倉吉児童相談所	鳥取県高農業改良普及所 鳥取県倉吉農業改良普及所 鳥取県立農業大学校 鳥取県農業試験場 鳥取県果樹試験場 鳥取県野菜試験場 鳥取県蚕業試験場 鳥取県林業試験場 鳥取県水産試験場 鳥取県中部農業開発事業所 鳥取県栽培漁業試験場 鳥取県倉吉児童相談所	式典記録部競技記録班	式典記録部競技記録班	中部教育事務所 鳥取県立鳥取図書館
西部教育事務所	鳥取県立米子図書館	鳥取県東部福祉事務所	鳥取県東部福祉事務所	式典記録部スポーツ芸術班	鳥取県立博物館	西部教育事務所 鳥取県立教育研修センター
鳥取県立社会教育センター	鳥取県立西伯農業改良普及所	鳥取県米子農業改良普及所	鳥取県米子農業改良普及所	鳥取県立教育研修センター	鳥取県立博物館	西部教育事務所 鳥取県立教育研修センター
鳥取県埋蔵文化財センター						